

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和4年1月20日
発信課	福祉保険部非課税世帯等給付金担当
担当者	主幹 田上 裕隆
連絡先	電 話 29-5003
	F A X
	E-mail

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	令和4年1月21日 ~ 令和4年9月30日
発表項目 (行事名)	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の申請受付開始について
概 要 (趣旨・日時・ 場所・内容等を 記入すること。)	<p>住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の申請受付を開始いたしますので、報道方よりお願いいたします。</p> <p>詳細は別紙のとおりとなります。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、手続きに当たっては、郵送を基本として、原則、窓口（支所等を含みます。）による対応は行いません。</p> <p>また、お問合せについても電話によりお願いすることになりますので、併せて報道願います。</p>
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	令和4年1月20日の令和4年第1回臨時会での補正予算議決後をお願いします。

## 住民税等非課税世帯等に対する臨時特別給付金の概要

### 1 給付対象

以下のいずれかに該当する世帯

- (1) 世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯（以下「住民税非課税世帯」とします。）  
※ただし、世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外となります。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯（以下「家計急変世帯」とします。）

### 2 給付額

1世帯当たり100,000円

※1世帯1回限り。また、上記(1)住民税非課税世帯と(2)家計急変世帯の重複受給はできません。

### 3 申請方法

#### (1) 住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で旭川市に住民登録がある世帯で給付対象となる世帯に対し、旭川市から令和4年2月7日頃に確認書を郵送しますので、確認書の内容を確認した上で必要事項を記載し、返信用封筒で返信してください（添付書類が必要な場合があります）。

※特段の事情により、給付をお急ぎの世帯は、令和4年1月21日から市ホームページから申請書をダウンロードして申請することもできます。

#### (2) 家計急変世帯

申請書に必要事項を記載の上、添付書類とともに郵送で申請してください。

申請書は令和4年1月21日から市ホームページからダウンロードするか専用ダイヤルまで連絡してください。

また、申請書の記載方法や必要な添付書類等の詳細についても市ホームページで確認するか専用ダイヤルまでお問合せください。

### 4 申請期限

#### (1) 住民税非課税世帯

確認書の発行日から3か月間（確認書にそれぞれ発行日を記載しています。）

例）確認書の発行日が令和4年2月7日の場合、申請期限は令和4年5月6日まで

#### (2) 家計急変世帯

令和4年9月30日（金）まで

### 5 給付方法

原則として世帯主の口座へ振込

### 6 給付時期

市に確認書・申請書が届いてから概ね2週間程度の予定

※申請書への記載漏れがある場合、添付書類の漏れがある場合、申請内容に疑義がある場合などはこの限りではありません。

### 7 問合せ

対象世帯や申請方法等についての問合せ等は、令和4年1月21日開設の旭川市臨時特別給付金専用ダイヤル（0570-20-0922）まで